第22回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和4年4月5日(火)午後3時00分より、第22回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第3号議案 非農地通知の決定について

第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 荘平2番 多田 岳史3番 德田 明子4番 中林 和夫5番 山﨑 省吾6番 井内 英樹7番 多羅尾 英樹8番 中西 秀友9番 辻 四一郎10番 吉田 利一11番 今村 正喜12番 小島 佳剛

14番 山本 晃一郎

(欠席委員)

13番 水主 哲寛

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修 北村 嘉朗

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(嘱託) 村田(嘱託) 岸本(嘱託)

(午後3時00分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。

本日は水主委員から欠席の届がなされております。

本日の定例総会は委員定数14名の内、出席委員は13名であり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、ただ今から、第22回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、多羅尾委員、中西委員のお二人にお願いいたします。 現地調査委員につきましては、北浦委員、多羅尾委員のお二人です。 ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

はじめに、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。

なお、本議案の番号3については、多羅尾委員が関係者になりますので、番号1及び2と、番号3に分けて審議いただきます。

それでは番号1及び2について、事務局より説明願います。

局 長

それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号1及び2を一括してご説明申し上げます。

番号1につきましては、貸人は相続により耕作が困難なため、借人は営農規模の拡大を図るため賃借権を設定するものです。

番号 2 につきましては、譲渡人は 3 人の共有名義となっておりますが、それぞれ高齢や農業未経験等の理由により耕作が困難なため、譲受人は営農規模の拡大を図るため所有権の移転を行うものです。

以上2件につきましては、譲受人の世帯が経営する農地は全て適正に管理する など、農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しないことを確認してお ります。

以上です。

議長

続きまして、北浦委員より現地調査の報告をお願いします。

北浦委員

報告します。去る3月25日、事務局の案内で多羅尾委員と現地調査に行って

まいりました。

番号1の西笠取 及び の利用状況につきましては、いずれも田で、 きれいに鋤いて耕起されていました。

番号2の安田町 及び の利用状況につきましても、いずれも田で、 きれいに鋤いておられました。

以上です。

議 長 報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何 かご意見・ご質問はございませんか。

山本委員 番号2の農地は、産業立地の範囲に入っていますか。

議 長 他にご意見等はございませんか。

異議なしの声

議 長 ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請 に係る承認について」の番号1及び2につきましては、議案のとおり「承認する こと」と決しました。

ここで多羅尾委員には退室をお願いします。

= 多羅尾委員、退室 =

議 長 それでは第1号議案の番号3について、事務局より説明願います。

局 長 それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号3をご説明申し上げます。

本件につきましては、譲渡人は営農規模の縮小を図るため、譲受人は営農規模の拡大を図るため所有権の移転を行うものです。

譲受人の世帯が経営する農地は全て適正に管理するなど、農地法第3条第2項 各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。

以上です。

議長続きまして、北浦委員より現地調査の報告をお願いします。

北浦委員 報告します。去る3月25日、事務局の案内で多羅尾委員と現地調査に行って まいりました。

番号3の小倉町 の利用状況につきましては、不作付地で、草刈り等はされていました。

以上です。

議 長 報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

小島委員 譲受人の利用目的は何ですか。水田ですか。

小島委員 両方されるんですね。

議 長 他にご意見等はございませんか。

異議なしの声

議 長 ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請 に係る承認について」の番号3つきましては、議案のとおり「承認すること」と 決しました。

= 多羅尾委員、入室 =

議 長 次に、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、本議案の番号3については、江口推進委員が関係者になりますので、番号1及び2と、番号3に分けて審議いただきます。

それでは番号1及び2について、事務局より説明願います。

局 長 それでは、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号1及び2を一括してご説明申し上げます。

いずれも同一借人による利用権の更新で、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。

以上です。

議長続きまして、多羅尾委員より現地調査の報告をお願いします。

多羅尾委員 報告します。去る3月25日、事務局の案内で北浦委員と現地調査に行ってま いりました。

> 番号 1 の安田町 、 及び の利用状況につきましては、現況は田 で、きれいに耕起されていました。畦の草もきれいに管理されていました。

> 番号2の安田町 の利用状況につきましても、現況は田で、耕起済であり、畦の草もきれいに管理されていました。

以上です。

議 長 報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何 かご意見・ご質問はございませんか。

中林委員 貸人はどちらも相続人代表者と記載されていますが、所有者は最近亡くなられ たんですか。まだ相続ができていないということでしょうか。

局 長 番号1の所有者は平成28年12月に、番号2の所有者は平成28年4月にお 亡くなりになっています。

中林委員 相続人の代表ということは、相続の権利者は共有になっているのでしょうか。

山本委員 更新ということは、以前から借人が当該地を使っていたということですよね。

議 長 前からずっとされているところです。 他にご意見等はございませんか。

異議なしの声

議 長 ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第

1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号1及び2につきましては、議案のとおり「承認すること」と決しました。

ここで江口推進委員には退室をお願いします。

= 江口推進委員、退室 =

議 長 それでは第2号議案の番号3について、事務局より説明願います。

局 長 それでは、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による る農用地利用集積計画の決定について」の番号3をご説明申し上げます。

> 本件につきましては、利用権の更新で、農用地利用集積計画の内容が農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるも のと考えます。

以上です。

議長続きまして、多羅尾委員より現地調査の報告をお願いします。

多羅尾委員 報告します。去る3月25日、事務局の案内で北浦委員と現地調査に行ってま いりました。

番号3の槇島町 及び の利用状況につきましては、現況は田で、きれいに耕起されており、畦の状態も良好でした。

模島町 及び の利用状況につきましては、現況は畑で、きれいに耕起されておりました。借人はいつも当該地には花卉を植えられております。

横島町 、 、 及び の利用状況につきましては、現況は田で、 きれいに耕起されており、畦の草も管理されていました。 以上です。

|

議 長 報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何 かご意見・ご質問はございませんか。

中西委員 借りるにあたって実績がある人で、きれいに耕作されていても退室が必要なんでしょうか。

議 長 本人がいると意見が出せないという面もあります。

他にご意見等はございませんか。

異議なしの声

議 長 ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号3につきまして は、議案のとおり「承認すること」と決しました。

= 江口推進委員、入室 =

議 長 次に、「第3号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。

局 長 それでは、「第3号議案 非農地通知の決定について」一括して10件をご説 明申し上げます。

まず、番号1から9につきましては、農地利用状況調査の中で、再生が困難と 判定していた農地のうち、炭山地区における非農地判定のための現地調査を令和 4年3月10日に農地部会委員と事務局職員が同行し実施して参りました。

いわゆる違反転用の疑いがあるものは含まれておりません。また、農用地区域に該当するものは無く、非農地決定の対象は、14筆、6,045.36㎡となります。

次に番号10につきましては、2月7日の定例総会にて継続審議扱いとなっておりました2件のうちの1件です。2月10日の農地部会、3月7日の運営委員会を経て、改めてお諮りするものです。

2月7日の定例総会では、継続審議扱いとするにあたり、農地部会において、 改めて話し合い、判断いただくことについて、確認をいただいております。

農地部会及び運営委員会の協議では、従前から非農地かどうかの現況判断については農地部会が担っていること、国の通知に基づき令和3年度から所有者の意向確認は行わないことについて、12月6日の運営委員会及び1月5日の全員協議会にて確認されていること、さらに非農地決定を行っても農用地区域として残置する場合は、農振法上の規制が残る点を踏まえ、非農地決定することに問題はないとの結論に至っております。現場写真を添付のうえ、本日改めて議案審議をお願いするものです。

なお、同様に継続審議扱いとなっておりました東笠取 につきまして は、その後、草刈等の保全管理をされる方がおられることを確認できましたので、 取り下げさせていただきます。

以上です。

議長

説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

水谷推進委員

本件は良いと思いますが、当事者に言うか言わないかについて意見します。非 農地判定について、国の通知に基づいて所有者の意向確認は行わないとのことで すが、例えば相続された方で、一回もそんな話を聞いたことがない人もいます。

あるいは、山であってもしいたけの原木がある等して実は農地性があるところもあります。色々ありますので、経過のあるものは、場合によっては所有者に話をするのも良いのではないでしょうか。基本的には、荒れているところも農地として復元して使わせるのが本来の目的です。状況によっては色んな判断があっても良いのかなと思います。農地所有者や、経過によってはその他関係者と話をすることも検討いただきたいです。

局 長

現在の非農地決定の手続きは、運営委員会で諮らせていただいたり、その中で 説明させていただいております。事務局としては、今仰ったご意見について運営 委員会で諮っていただいて、どういう風に対応していくべきなのかということを 議論していただいた方が良いかと思います。

経過の分かっているもの、また分かっていないものについての取り扱いですが、事務局で経過を全て把握してはおりません。事務局は知らないけれど農業委員さんや推進委員さんがご存じだという事もあるかと思います。そういった情報を非農地決定に反映させていこうと思うと、手順についても変えていかないといけません。

水谷推進委員

例えば農業振興地域について、ひとつの柵の中は非農地にしないとしている農業委員会もあります。地域によって色々工夫しているところもあるようですし、 検証した上で良い方法がないかご検討いただきたいです。

局 長

非農地決定及び非農地調査につきましては、順次やっております。事務局としては、運営委員会で諮らせていただくとしても、決定されるまでは今までのやり方でお願いしたいと思います。

山本委員

昨年10月頃から毎月非農地調査で回っておりますが、地元委員が対象農地の個々の状況を教えてくださっています。ですので農地部会は、水谷推進委員が仰

った事情というのを大体分かっております。その上でここはもう無理だと部会が 判断したところが非農地決定に挙がってくるのです。重機でも入れてやれば確か に復元できるかもしれませんが、所有者はそんなことが出来るような方ではな い、農家ではないということを地元委員の説明を聞いて判断しています。従来通 りのやり方で判断してもらえたら良いと思っています。

議長

地元委員が事情を説明した上で、それで良いということも確かに一理あります。ですが、水谷推進委員が仰ることも一定考えてみて良いと思います。運営委員会で話しましょう。

局 長

運営委員会で一度お話いただき、それを踏まえて全協の場等で議論していただけたらと思います。

議長

他にご意見等はございませんか。

異議なしの声

議長

ただ今の異議なしをもって「第3号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。

続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。

局 長

それでは、「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」を ご説明申し上げます。

本件につきましては、28戸分の分譲宅地を整備するために転用するもので、 隣接農地はなく、令和4年2月25日付で都市計画法第29条による開発許可が 下りております。

農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。

議長

事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。

中西委員

当該地は台帳地目が山林とありますが、開拓された農地なんでしょうか。

多田委員

一部は藪になっていますね。だんだんと管理が雑にはなってきていますが、奥 に果樹や畑があります。

議長

所有者は東京の方ですが、誰かが耕しているんですか。

多田委員

元々近所でお仕事されている方がいらっしゃり、その方が作業されていましたが、大分高齢になられてあまり当該地に手が入らなくなりました。前所有者は一昨年くらいに亡くなられて、相続された現所有者が東京にいらっしゃるということです。度々こちらへ帰ってこられるので、その際に何度かお会いしたことはあります。

議長

他にご意見等はございませんか。

なしの声

議長

ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いた します。どうもご苦労様でした。

(午後3時40分審議終了)
議 長
署名委員
署名委員